

## 沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器（以下「電話機等」という。）の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において交付する沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 沼田市内に住所を有する者
- (2) 満65歳以上の者
- (3) 市税の滞納がない者

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
  - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
  - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

2 補助金の交付の対象となる電話機等は、補助対象者が属する世帯につき1台限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、電話機等の購入及び設置に要した額の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電話機等の購入の日から3か月以内又は購入の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書兼補助金交付請求書（別記様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後に購入した電話機等に係る申請について適用し、同日前に購入したものに係る申請については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第5条の規定は、この告示の施行の日以後に購入された電話機等について適用し、同日前に購入された電話機等については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

沼田市長 様

申請者 住所  
氏名 ④  
生年月日 (満 歳)

沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書  
兼補助金交付請求書

沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び請求します。

なお、本申請の審査に当たり、市税の納付状況等について調査することに同意します。

記

購入機器の製造メーカー及び製品名（型番等）	
電話機等の設置日	
設置した電話番号	
購入及び設置に要した額	
補助金交付申請額	
添付書類	(1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類（カタログ、取扱説明書等）の写し

振込先	金融機関名		本・支店名	店
	口座種別	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

-----  
市処理欄

補助金決定日（請求日）	年 月 日	決定内容	交付 不交付
補助金交付決定額（請求額）	円		

様式第 2 号（第 6 条関係）

沼 第 号  
年 月 日

様

沼田市長



沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決 定 内 容 交付

2 補助金交付決定額 円

様式第 3 号（第 6 条関係）

沼 第 号  
年 月 日

様

沼田市長 印

沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金について、下記のとおり不交付決定しましたので、沼田市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 決 定 内 容 不交付

2 不 交 付 の 理 由